

あき やま す わ だいら い せき

秋山諏訪平遺跡IV

— G 地点の調査 —

2012

本庄市遺跡調査会

序

本庄市の歴史は古く、縄文時代以前から幾多の先人達が生活し、歴史や文化を育んできた地域であります。このために市内には埋蔵文化財が濃密に分布しており、発掘調査もまた数多く実施されております。

ここに報告する秋山諫訪平遺跡は、児玉町秋山地区で「諫訪山」と呼ばれた丘陵の裾に広がる、古墳時代後期から平安時代を中心に営まれた大規模な集落の跡であります。この遺跡は、過去に6次に及ぶ発掘調査が実施されており、本庄市を代表する古代集落跡のひとつです。また本遺跡の周辺においても大規模な発掘調査が次々と実施され、市内でも古代集落の実態が最も明らかになっている区域に相当しております。

本書に収載された貴重な埋蔵文化財は、ここに記録として保存し、この発掘調査報告書という形で永く後世に伝えることになりました。これらの埋蔵文化財は、将来の私たちの文化的な生活を形づくるためのひとつの基礎となりえるものであります。これらを守り伝えて行くことはもとより、誰もが学び、地域の理解のために生かし、多くの皆さまによって活用して行けるような環境を整えて行くことも、これから文化財保護の課題であるといってよいでしょう。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、株式会社ニュー・エンジニアリングをはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご理解とご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成24年3月16日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例　言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町秋山字諏訪平602番地-1に所在する秋山諏訪平遺跡（No.54-044）G地点の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、株式会社ニューエンジニアリングが計画した工場建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成16年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、株式会社ニューエンジニアリングの委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、尾内俊彦（児玉町遺跡調査会調査員：当時）および松澤浩一（児玉町教育委員会社会教育課主事：当時）が担当した。
5. 本書の編集は調査担当者および（有）歴史考房まほら（笠原仁史）の協力を得て鈴木徳雄が行い、本文は鈴木が観察表は笠原が作成した。なお、遺物・遺構図等にかかる基礎作業は、遺跡調査会が実施し、遺構の整図および遺物の実測・整図・観察表・写真撮影については、（有）歴史考房まほらに委託して実施した。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。
(順不同、敬称略)
赤熊浩一、池田敏宏、石丸敦史、岡本一雄、小川卓也、金子彰男、駒宮史朗、坂本和俊、櫻井和哉、外尾常人、高橋一夫、高橋清文、田村　誠、利根川章彦、中沢良一、長滝敬康、中村倉司、日沖剛史、平田重之、福田貴之、丸山　修、水谷貴之、宮本久子、矢内　勲、山口逸弘、埼玉県教育局生涯学習文化財課、児玉地区文化財保護協会、東海大学考古学研究会

秋山諏訪平遺跡（G地点）発掘調査組織 呂玉町遺跡調査会（平成15年度：抜粋）

会長	雄岡 茂	呂玉町教育委員会教育長
理事	田島三郎	呂玉町文化財保護審議委員長
	清水守雄	呂玉町文化財保護審議委員
	間正明彦	呂玉町文化財保護審議委員
	荒井一夫	呂玉町文化財保護審議委員
	櫻井 豊	呂玉町文化財保護審議委員
	清水 満	呂玉町教育委員会社会教育課長
幹事	永尾清一	呂玉町教育委員会社会教育課長補佐
	鈴木徳雄	〃 文化財係長
	恋河内昭彦	〃 主任
	徳山寿樹	〃 主事
	大熊季広	〃 主事
調査員	松澤浩一	〃 主事
	尾内俊彦	呂玉町遺跡調査会 調査員

秋山諏訪平遺跡（G地点）整理・報告組織 本庄市遺跡調査会（平成23年度）

会長	茂木孝彦	本庄市教育委員会教育長
理事	清水守雄	本庄市文化財保護審議委員
	関和成昭	本庄市教育委員会事務局長（会長代理）
監事	坂本和雄	本庄市監査委員事務局長
	田島弘行	本庄市会計課長
幹事	金井孝夫	本庄市教育委員会文化財保護課長（事務局長）
	鈴木徳雄	〃 副参事兼課長補佐
	太田博之	〃 課長補佐兼埋蔵文化財係長
	恋河内昭彦	〃 埋蔵文化財係主幹
	大熊季広	〃 埋蔵文化財係主査
	松澤浩一	〃 埋蔵文化財係主任
	松本 実	〃 埋蔵文化財係臨時職員
	的野善行	

目 次

序

例言

第Ⅰ章 調査に至る経緯 ······ 1

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境 ······ 3

第Ⅲ章 遺構と遺物の概要 ······ 7

　1 遺跡の概要 ······ 7

　2 検出遺構と遺物の概要 ······ 8

　3 出土遺物の概要 ······ 11

第Ⅳ章 まとめ－秋山諏訪平遺跡の歴史的位置－ ······ 13

　はじめに ······ 13

　1 秋山諏訪平遺跡の集落と耕作 ······ 13

　2 秋山諏訪平遺跡群形成の政治的な背景 ······ 14

　3 秋山諏訪平遺跡群の存在形態 ······ 16

　4 土地利用形態の選択性と継続的累積性 ······ 17

　まとめ ······ 19

写真図版

報告書抄録

第Ⅰ章 調査に至る経緯

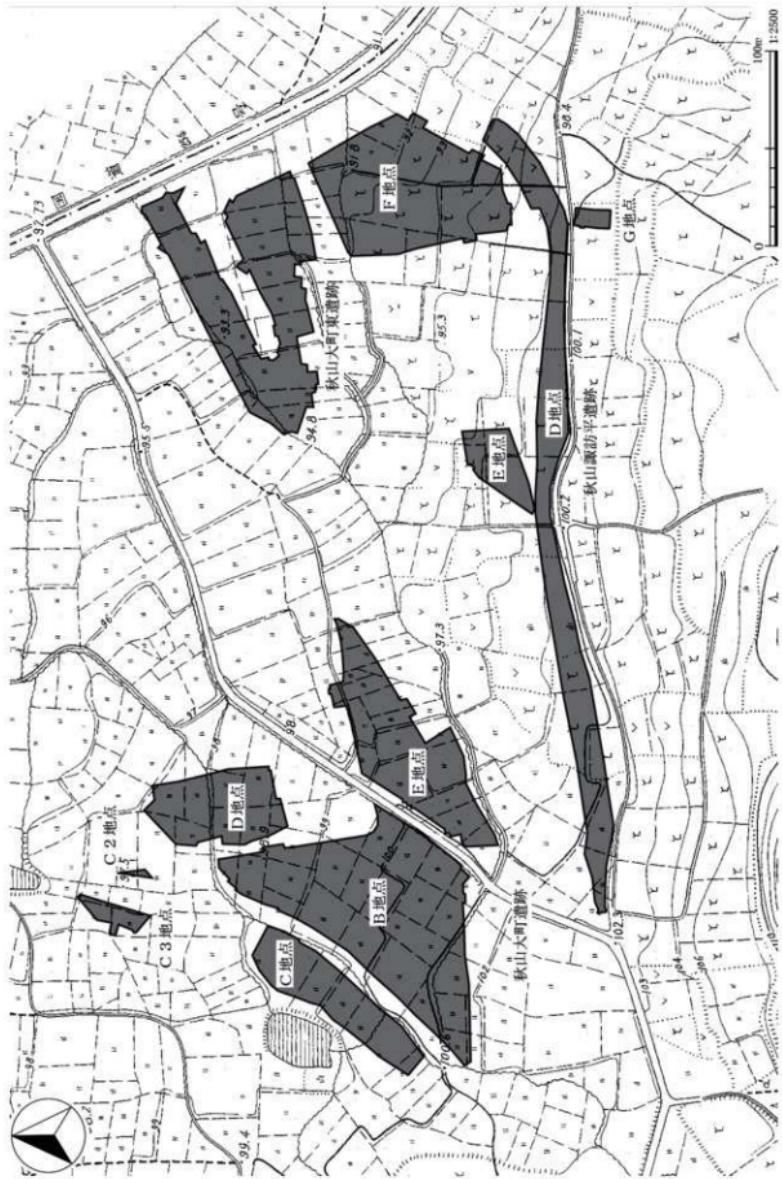
平成15年10月27日、児玉郡児玉町大字秋山字諫訪平601番地-1（現本庄市児玉町秋山字諫訪平601番地-1）地内の開発を計画している株式会社ニューエンジニアリングより、開発予定地内の埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会があったところから、当該区域は周知の埋蔵文化財包蔵地であり試掘調査が必要である旨の回答を行った。試掘調査の依頼書が、11月17日に児玉町教育委員会に提出されたので、町教育委員会では、12月18日に試掘調査を実施し、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-044）秋山諫訪平遺跡に相当し、古代の竪穴住居跡等の遺構の存在が確認された旨の回答を12月19日付け児教社第143号でを行い、やむを得ず現状変更工事を実施する場合は事前に町教育委員会と保存措置について協議し、文化財保護法第57条の2の規定により埋蔵文化財発掘届を提出する必要があることを通知した。

その後、株式会社ニューエンジニアリングと児玉町教育委員会との間で開発予定地内の埋蔵文化財の取扱いについて協議したが、工場社屋を建設する計画であるため現状で保存することが困難であることから、発掘調査を実施して記録保存の措置をとることとなった。以上の協議を踏まえて、児玉町教育委員会の指導に基づき株式会社ニューエンジニアリングから児玉町遺跡調査会に発掘調査依頼書が提出され、児玉町遺跡調査会と株式会社ニューエンジニアリングとの間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、秋山諫訪平遺跡G地点として発掘調査を実施する運びとなった。

株式会社ニューエンジニアリング代表取締役入良次から秋山諫訪平遺跡（No.54-044）G地点にかかる文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が、平成16年1月30日付けで児玉町教育委員会に提出されたので、同日児教社第195号で埼玉県教育委員会教育長あてに進達した。なお、平成16年3月25日付け教文第3-895号で「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」が、株式会社ニューエンジニアリング代表取締役入良次宛に通知された。

また、文化財保護法第57条第1項の規定による「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が、平成16年1月30日付けで児玉町教育委員会に児玉町遺跡調査会会长雄岡茂より提出されたので、同日児教社第195-2号で埼玉県教育委員会に進達した。なお、埼玉県教育委員会教育長から平成16年3月25日付け教文第2-111号で児玉町遺跡調査会会长雄岡茂宛に「埋蔵文化財の発掘について」の通知があつた旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長宛に通知があつた。なお、現地における発掘調査は、平成16年2月2日から平成16年3月4日まで実施した。

（本庄市教育委員会文化財保護課）



第1図 調査区の位置

※「秋山大町東道路・秋山諏訪平道跡Ⅲ」2010本庄市道路調査会『第1図 調査区の位置』を転載、加工修正

第II章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

秋山諏訪平遺跡の所在する本庄市は、埼玉県の北西部に位置し、その市域は東を深谷市および児玉郡美里町、西を児玉郡神川町、南を秩父郡皆野町および長瀬町、北西を児玉郡上里町、また北側は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接している。本庄市の地形は、市域の南東側が八王子—高崎構造線に相当する断層崖を境に三波川系結晶片岩帶に相当する上武山地が位置し、この上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出している。また、この児玉丘陵の延長上には、やはり第三紀の残丘である生野山・浅見山等の丘陵が点列状に存在している。市域の北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開しており本庄台地とも呼称される。この扇状地扇央部に相当する区域には、式内社金鏡神社付近を水源とする金鏡川と、児玉町宮内付近に水源を発する「女堀川」によって開析された沖積低地が形成されている。

児玉丘陵の南側には、上武山地内に水源を発する小山川（旧身馴川）を挟んで松久丘陵が展開し、北東方向に発達した扇状地地形を天神川・志戸川水系の小河川によって開析された低地帯が展開している。また、この扇状地の東側には、諏訪山・山崎山といった第三紀層の独立丘が北東方向へ展開しており、本庄市域の地形と対比し得るような景観を形成している。この志戸川水系の沖積地には、古くから水田が営まれ、圃場整備以前には条里形地割が広域に認められ、埼玉県指定史跡「十条条里遺跡」の石碑がかつての景観を偲ばせている。これらの旧那珂郡の条里水田は、小山川の水源で灌漑される区域をもっているが、小山川は児玉市街付近では伏流しており、美里町十条付近で表流水量が増加しながら本庄市五十子付近で女堀川と、深谷市域において志戸川と合流し利根川へと注いでいる。

秋山諏訪平遺跡は、本庄市児玉町市街の南東約 2.5 km の児玉町秋山に位置し、利根川水系の小山川の右岸に相当する区域に位置している。本遺跡の東側には現在水田として利用されている小支谷を挟み、その対岸は児玉郡美里町大字広木に接している。本遺跡の範囲は、南は「諏訪山」と呼ばれる松久丘陵の一角を構成する残丘性の丘陵の頂上付近にまで及んでおり、本遺跡北端は、丘陵の北東斜面から「諏訪平」と呼ばれる台地上に展開している。この「諏訪山」は、近世以来秋山地区の入会地であり、現在も共有林として管理されている。この秋山「諏訪山」丘陵の西側には、八王子—高崎構造線付近より流下する秋山川が、北流しつつ小山川に注いでいる。また、丘陵の西側には秋山川によって形成された幾条かの東流する古い河道路を確認することができる。今回の調査にかかる本遺跡のG地点は、国道 254 号線から南へ約 150m、「諏訪山」裾部の丘陵に接する標高 100 m 前後の高位台地上の北側緩斜面に位置している。

2. 歴史的環境

本庄市域における古墳時代の遺跡は、前期に入ると急速に集落が増加するが、この開発は、主として生野山丘陵以北の「女堀川」流域の低地帯の灌漑および排水が進展したためである。^{二世紀後半}後張遺跡群をはじめとする集落が形成され、この低地帯の開発と集落の設営に伴って丘陵部を中心に鷺山古墳をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることを注目すべき点である。こうした集落遺跡の占地の傾向は、古墳時代中期以降においても継続するとともに、丘陵部にも開発が及んでいる。

本遺跡の近傍には、秋山古墳群（坂本他 1990）が位置している。この古墳群は、おおむね小山川（旧身馴川）に沿って帶状に展開しており、さらに小山川に沿った西側の、本遺跡より北東約 500m には

広木大町古墳群（小渕他 1980・長滝他 2004・2005）が位置している。また、秋山古墳群の小山川の対岸には長沖古墳群（菅谷他 1980 他）が、また広木大町古墳群の対岸には、やはり小山川に沿うよう下町・大久保古墳群の存在が知られている。

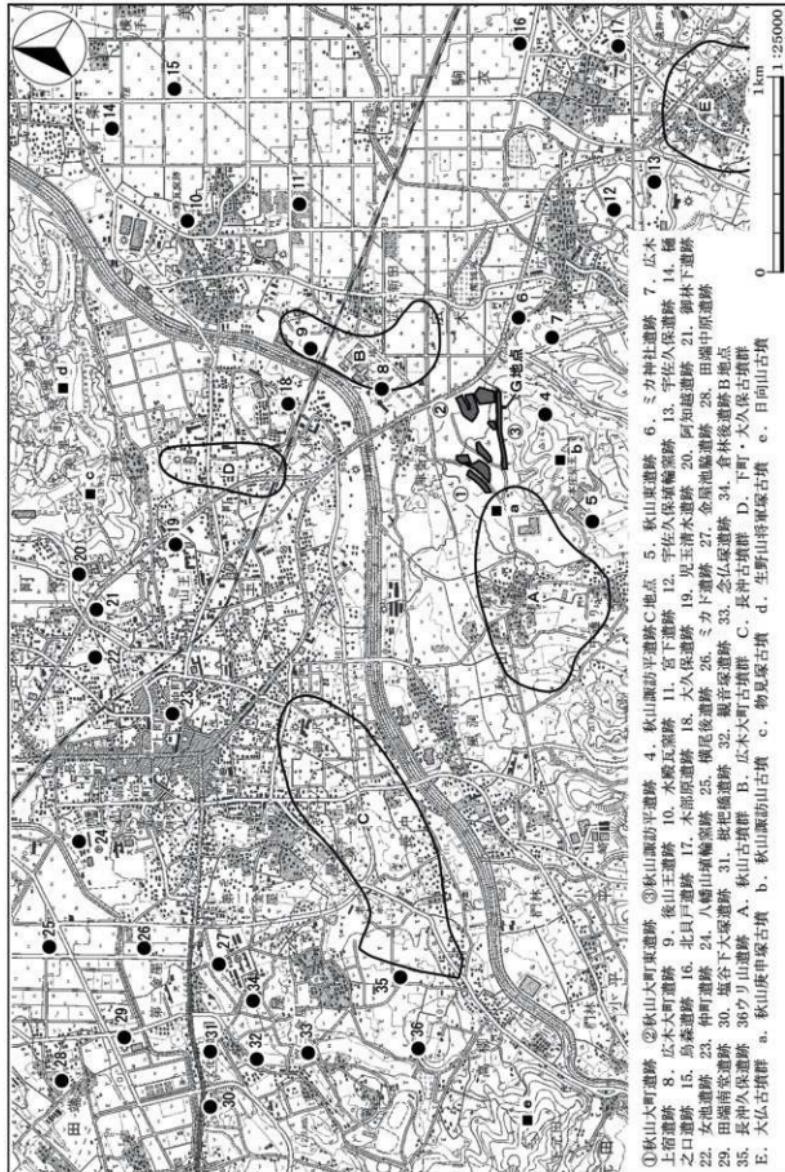
秋山古墳群を構成する古墳には、諏訪山丘陵上に位置する前方後円墳である秋山諏訪山古墳や、二重の周堀をもつ秋山庚申塚古墳を含む 43 基の古墳が現存する（坂本他 1990）。このほか消滅した古墳は、確認しえるものでも 30 基あり、少なくとも秋山古墳群は 73 基以上の古墳によって構成されていたことは確実である。この古墳群における古墳の分布する区域は、幾つかの地形的区分にわたっているが、特に古墳群中央に流下する秋山川が地形上の大きな境界を成し、古墳群を大きく東西の二群に区分している。この二つの区域を中心に、より高位置で比較的分布の集中する丘陵区域と低位な段丘・台地区域の区分を認めることができるが、本遺跡の位置する諏訪山丘陵および諏訪平と呼ばれる台地面には、前方後円墳である秋山諏訪山古墳が丘陵西南の頂部に位置する以外は古墳の分布は認められない。

小山川右岸に位置する本遺跡の周辺には、広木大町遺跡（小渕他 1980、長滝他 2004 他）、秋山東遺跡（恋河内他 1987）、ミカ神社前遺跡（中村他 1980）、広木上宿遺跡（山本 1996）、秋山郷戸遺跡等の古墳時代後期～平安時代の集落址があり、とくに古墳時代後期には集落の形成は活発である。また、本遺跡の北側、秋山古墳群と広木大町古墳群との間に古墳時代後期を中心とする秋山大町遺跡が占地している。本遺跡の位置する児玉町秋山地区は、旧武藏国那珂郡に相当する区域である。旧児玉郡においては律令期の集落が、条里水田の展開する低地内の微高地上には極めて少なく、低地を臨む平坦な台地上に展開していることが知られているが、那珂郡においても同様の状況が予想される。那珂郡に相当する小山川（旧身馴川）^{みなれがわ} 灌溉区域は、志戸川や天神川の灌溉区域とは独立的な独自の水系であり、小山川の伏流水を利用して条里水田を灌漑するものである（鈴木 1987）。なお、本遺跡の D 地点では古墳時代と平安時代の溜井が形成され、付近の灌漑に供されたことが知られている（松澤 1998）。

古墳時代後期において集落の密集したこの区域も、奈良時代の集落跡は比較的小規模である。しかし、東小平地区においては塔心礎石をもつ塔跡を伴う東小平中山廬寺が建立されており、在地社会に堂塔を備えた寺院を造立できる階層が形成されていたことも注意されなければならないであろう。本遺跡の周辺では奈良時代において集落が幾分衰退するものと推定されるが、平安時代においては再び集落形成が活発となるようである。なお、本遺跡の北東約 500m には延喜式内社であるミカ神社が鎮座している。

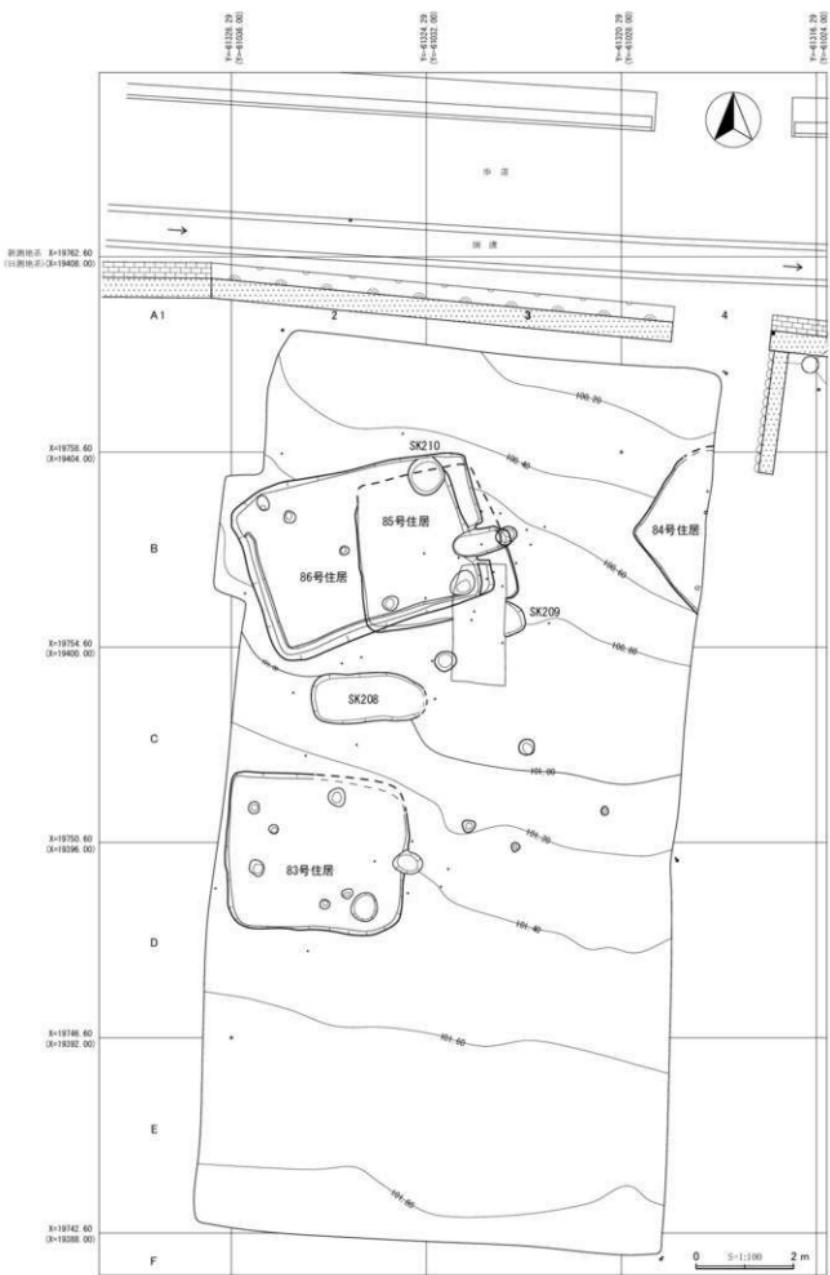
中世の那珂郡については、本遺跡の東側約 500m に小型宝塔 5 基等が検出された広木上宿遺跡（山本 1996・長滝他 2010）や、本遺跡の北東約 2km に位置する鎌倉二階堂の永福寺の同范瓦を焼成した水殿瓦窯跡（丸山 1990）の存在が注目されよう。なお、秋山地区には「徳治元年般若寺」銘をもつ軒平瓦をもつ般若寺廬寺があり、徳治元年（1307 年）には建立されたと考えることができる。なお、本遺跡の東側に接して「鎌倉街道上道」が通っており、小山川を挟んだ対岸の「児玉」の区域は児玉党「児玉氏」の本貫地として位置づけられるとともに、この鎌倉街道の宿と市が発達した区域であった点にも注意しておくべきであろう。

（鈴木徳雄）



第2図 周辺の遺跡

「秋山大町東遺跡・秋山諏訪平遺跡Ⅲ」2010 本庄市遺跡調査会『第3回 周辺の遺跡』を転載、加工修正



第3図 遺跡全体図

第Ⅲ章 遺構と遺物の概要（秋山諏訪平G地点）

1. 遺跡の概要

秋山諏訪平遺跡は、主として古墳時代～平安時代に及ぶ集落跡である。本遺跡は、今回報告するG地点を含めて既に7次に及ぶ調査が実施されており、A地点については今回の調査地点に隣接する町道整備に伴う路肩断面からの遺物の採集を実施したものであり極めて小規模なものであった（未報告）。B地点（石丸2010）は建売住宅建設に伴う発掘調査、C地点（鈴木他2007）についてはごみ処分場設置にかかる発掘調査であり、D・E・F地点（宮本2011）については工場建設計画に伴う発掘調査である。

今回の調査区は、標高100.2mから101.8mの緩斜面に位置している。この調査においては、古墳時代の遺構は検出されておらず、奈良・平安時代の4軒の竪穴住居跡および中世以降と推定される3基の土壙およびピット等が検出されている。表土である耕作土層は薄く、過去の抜根や整地等によってローム層上面まで攪乱が及んでいた。遺構は、この耕作土の直下で検出され、確認面はローム層上面である。

本遺跡の位置する秋山諏訪山は、松久丘陵の北西端に位置する独立性の強い丘陵であるが、今回の調査地点を含む裾部を除いた区域が、近世以来秋山村の「入会地」となっており、現在も共有林であり、積極的な利用は行われていない。この丘陵部の試掘調査によると、丘陵頂部まで古代住居跡が確認されている。したがって諏訪山丘陵は、北向きの緩斜面にもかかわらず丘陵全体に集落が展開している可能性があり、比較的平坦な地点においては稠密な遺構分布を予想することができる。また、丘陵の南側斜面においても埼玉県教育委員会による試掘調査によって古代の遺構や遺物等の存在が確認されている（註1）。

なお、この区域は、隣接地にこの地域の幹線であった中山道の脇往還である「川越一児玉往還」が通っているとはいえ、近世以降では居住地としての土地利用は認められず、また耕作地として利用されていない区域が広域に存在しているなど、集落や耕地としては必ずしも条件の良い土地であったと捉えることはできないであろう。言い換えれば、秋山諏訪平遺跡などが営まれたこの区域は、単に自然的な条件に恵まれていたために古代集落が設営され維持されていたとみなしえない部分をもっている。これらの土地に集落が営まれていた古代以降、中世には丘陵下の平坦地である秋山大町遺跡の一部に屋敷跡が検出されているとはいえ、その後は集落域としての利用は認められず、丘陵部は畑作地ではなく共有林として用いられていたことが、この区域の土地利用条件を端的に示しているものと思われる。このように近世以降においては、集落域として選択されていない土地であるが、古代においては集落域として断続的に繰り返し利用されていることの意味を探っておく必要がある。古代の土地利用区分の境界域に相当する「鎌倉街道上道」に接する区域であるとはいえ、必ずしも中世以降において集落等が発達していたわけではないことは、本遺跡群が何らかの政治的な過程で設営されたことを示唆するものであろう。今日的土地利用や景観からの潮上を試みるならば、本遺跡群は、おそらく政治的な要請に基づいて形成された集落であることが想起される。古代においてこれらの土地が積極的に利用されたことは、何らかの形でこの土地についての一定の優位性が認められたからにほかならず²、その具体的な理由をこれらの遺跡群とその周辺の状況から導きだす必要があるものと思われる。

註

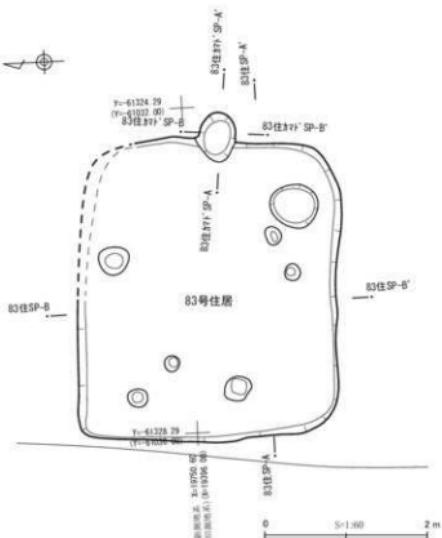
- (1) 埼玉県教育委員会による試掘調査については駒宮史朗氏ご教示による。ここに記して感謝したい。

2. 検出遺構と遺物の概要

住居跡

第 83 号住居跡

調査区の中央西側で検出された。カマドは東側。出土遺物は多いが時期に幅があり混入が想定される。おそらく奈良時代後半期の住居跡と推定される。なお、土師器・須恵器のほか、カワラケが検出されているが、ビット中からの検出であり、中世以降の建物遺構等の存在が想起される。



第 84 号住居跡

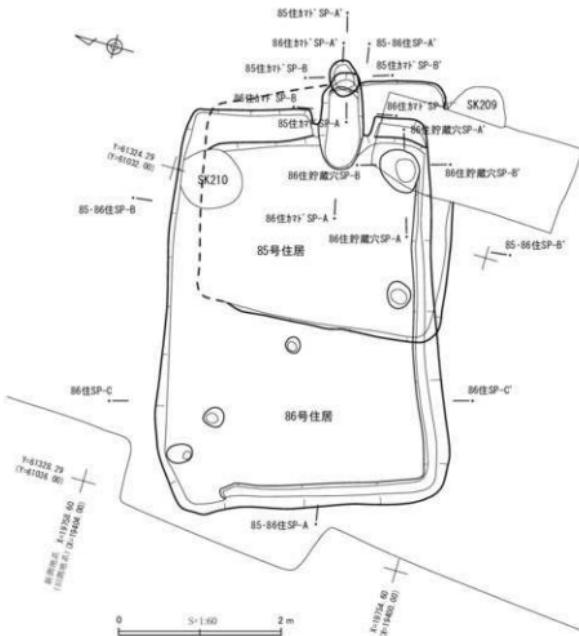
住居の東側は調査区外に位置しており未掘であり、調査区内においては、カマドが検出されていない。平安時代の住居跡である。

第 85 号住居跡

第86号住居跡と重複している。カマドも重複している。奈良時代の住居跡であろう。

第 86 号住居跡

第85号住居跡と重複している。カマドは東側。遺物多い。平安時代初期の住居。



土坑

SK208

主軸を東西方向にとる長楕円形の土壙であり、遺物なし。

SK209

円形の土壙と推定され、遺物なし。

SK210

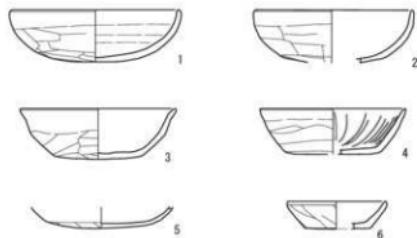
円形の土壙であり、第85号住居跡および第86号住居跡と重複している。

なお、住居等の遺構番号については、秋山諏訪平遺跡の他地点からの通番である。



3. 出土遺物の概要

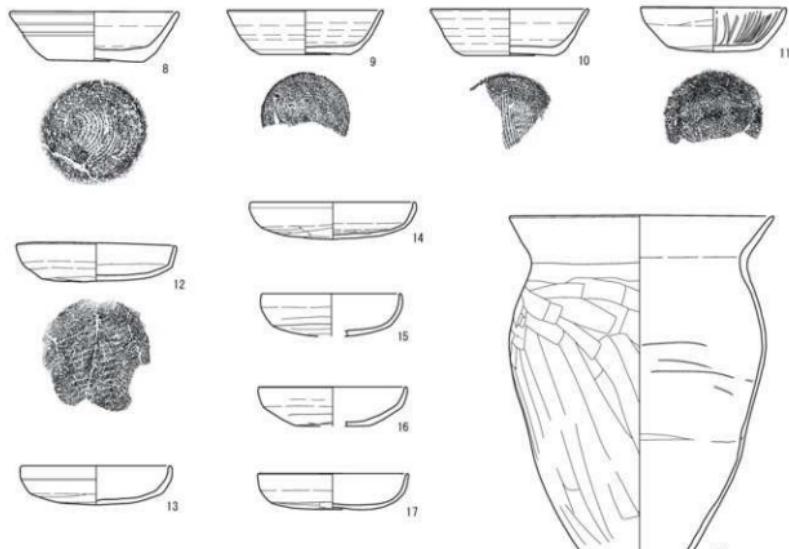
各遺構から、奈良・平安時代の遺物が検出されている。



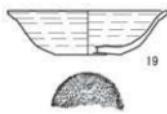
83号住居出土遺物



84号住居出土遺物



85-86号住居出土遺物



試掘3号トレンチ出土遺物



第1表 出土遺物観察表

No.	遺物名 出土 位置	①種別 ②器種 ③残存	計測値	①粘土 ②色調 ③焼成	外面・内面調整	
					外: 口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ 内: ヨコナデ	
1 83号住居 1 N ₁ 1-2-3. 一括	① 土師器 ② 坯 ③ 1/4	口: 底: 高:	14.2 0.0 4.3	① 石英・雲母・細繩 ② にぶい褐色 ③ 良好	外: 口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ 内: ヨコナデ	
2 83号住居 1 一括	① 土師器 ② 坯 ③ 口縁～体部破片	口: 底: 高:	13.2 0.0 4.3	① 細繩 ② にぶい褐色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ 内: ヨコナデ	
3 83号住居 1 一括	① 土師器 ② 坯 ③ 1/2	口: 底: 高:	12.8 7.2 4.2	① 細繩 ② にぶい褐色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、底部ヘラケズリ 内: 口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ	
4 83号住居 83住7土 85住7土 5 N ₄ 一括	① 土師器 ② 坯 ③ 1/2	口: 底: 高:	11.8 7.6 3.8	① チャート・細繩 ② 褐色 ③ 良好	外: 口縁部ナデ、体～底部ヘラケズリ 内: ナデ、暗文	
6 83号住居 47) 内・一括 85住7土	① かわらけ ② 坯 ③ 2/3	口: 底: 高:	8.2 5.4 2.3	① 石英・チャート・細繩 ② 棕色 ③ 良好	外: ヘラケズリ 内: ナデ	
7 84号住居 77土	① 頭患器 ② 坯 ③ 完形	口: 底: 高:	10.3 5.1 3.2	① 金雲母・チャート・結晶片岩・小繩 ② にぶい褐色 ③ 良好／酸化焰 土師質	外: 口縁～体部ヨコナデ、底部回転糸切り、左回転 内: ナデ 土師質	
8 86号住居 Na. 11	① 土師器 ② 坯 ③ 3/4	口: 底: 高:	14.0 7.8 4.1	① 石英・チャート・結晶片岩・細繩 ② にぶい褐色 ③ 良好	外: 口縁～体部ヨコナデ、底部板目状ヘナナデ (系切り模様?) 須恵器模倣	内: ナデ
9 86号住居 Na. 12	① 頭患器 ② 坯 ③ 1/2	口: 底: 高:	12.8 7.4 3.7	① 石英・チャート・海面骨釘・細繩 ② 灰色 ③ 良好／還元	外: 口縁～体部ナデ、底部回転ヘラケズリ。 左回転 内: ナデ	
10 86号住居 77土	① 頭患器 ② 坯 ③ 1/4	口: 底: 高:	13.0 7.4 3.9	① 石英・チャート ② 灰白色 ③ 良好／還元	外: 口縁～体部ナデ、底部板目状ヘラナダ後、周辺 回転ヘラケズリ、左回転 内: ナデ	
11 86号住居 Na. 13, 7 土	① 土師器 ② 坯 ③ 3/4	口: 底: 高:	12.0 7.7 3.8	① 雲母・細繩 ② 棕色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ、磨減 内: ナデ、磨減	
12 86号住居 Na. 1-8	① 土師器 ② 坯 ③ 4/5	口: 底: 高:	13.2 0.0 3.2	① 細繩 ② にぶい褐色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、体部未調整、底部ヘラケズリ 内: 口縁部ヨコナデ、ナデ	
13 86号住居 77土	① 土師器 ② 坯 ③ 1/4	口: 底: 高:	12.4 10.8 3.2	① チャート・細繩 ② にぶい褐色 ③ 良好	外: 口縁部ヨコナデ、体部未調整、底部ヘラケズリ 内: 口縁部ヨコナデ、ナデ	
14 86号住居 77土	① 土師器 ② 坯 ③ 1/3	口: 底: 高:	13.8 11.7 3.1	① 雲母・チャート・細繩 ② にぶい褐色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、体部未調整、底部ヘラナダ 内: ヘラナダ	
15 86号住居 77土	① 土師器 ② 坯 ③ 4/5	口: 底: 高:	11.6 9.6 3.5	① チャート・角閃石・細繩 ② 棕色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、底部ヘラケズリ 内: ナデ	
16 86号住居 77土	① 土師器 ② 坯 ③ 口縁～底部破片	口: 底: 高:	12.2 6.0 3.3	① 雲母・細繩 ② 棕色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、底部ヘラケズリ 内: ヨコナデ	
17 86号住居 Na. 2-4, 7 土	① 土師器 ② 坯 ③ ほぼ完形	口: 底: 高:	12.4 10.0 3.1	① 角閃石・細繩 ② にぶい褐色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、底部ヘラケズリ 内: ナデ	
18 86号住居 Na. 2, 膀胱 3号3件	① 土師器 ② 坯 ③ 4/5	口: 底: 高:	21.6 0.0 27.9	① 雲母・チャート・角閃石・細繩 ② 棕色 ③ 普通	外: 口縁部ヨコナデ、頬部ナデ、体部ヘラケズリ 内: 口縁部ヨコナデ、体部ヘラナダ 最大径: 21.0	
19 試瓶 3号3件	① 頭患器 ② 坯 ③ 1/4	口: 底: 高:	13.2 5.4 3.7	① 石英・結晶片岩・細繩 ② 灰色 ③ 普通／還元	底部回転糸切り	

第IV章　まとめ　一秋山諏訪平遺跡の歴史的位置一

はじめに

ふつう集落遺跡の一地点での発掘調査においては、集落全体の動向をつかむことは困難であるが、秋山諏訪平遺跡は7次に及ぶ調査が実施されているとともに、隣接する集落遺跡や周辺の発掘調査地点を含め、比較的濃密に発掘調査が実施されている区域に相当しており、この区域の大規模な集落や古墳等の動態の中で捉え返すことができる遺跡に相当している。ここでは、秋山諏訪平遺跡G地点の調査成果について、周辺の発掘調査地点や周辺遺跡との比較を行いながら、当該地域の集落等の変遷の中で捉え返しながら集落の変遷を概観し、その政治的な背景についての見通しや土地利用形態の総起的な累積性とその選択性についての幾つかの問題提起を行ってゆきたい。

1. 秋山諏訪平遺跡の集落と耕地

秋山諏訪平遺跡を擁する周辺区域では、比較的大規模に発掘調査が実施されており、本遺跡のほか秋山大町遺跡、秋山大町東遺跡が隣接して存在している。これらの集落群は、秋山古墳群と広木大町古墳群の中間に位置している。しかし、その全城を調査したものではないとはいえ、各遺跡では同一時期においても、かなりの住居跡の存在が見込まれるところである。なお、秋山諏訪平遺跡の北東向き斜面に位置するB地点（石丸2010）では、古墳時代後期16軒・平安時代10軒ほどの遺構が検出されている。また丘陵の東向き斜面に位置するC地点（鈴木他2007）では、古墳時代後期を中心とする9軒の住居跡と平安時代の少数の遺物が検出されている。さらに遺跡の北向き斜面に位置するD・E・F地点（宮本他2011）では、古墳時代後期82軒・奈良時代5軒・平安時代16軒のほか溜井5基あるいは建物跡や土壙等が検出されている。なお、今回の調査区（G地点）では、奈良・平安時代の堅穴住居が4軒検出されているが、古墳時代の遺構や遺物は検出されていない。

本遺跡に隣接する集落には秋山大町遺跡（宮本2011）があり、古墳時代後期142軒・平安時代17件・平安時代の谷水田跡・中世の建物群及び戸井戸跡等が検出されている。また、この集落に隣接して秋山大町東遺跡（宮本他2011）があり、古墳時代後期57軒・奈良時代2軒・平安時代18軒が検出されている。これらの遺跡群の内、秋山諏訪平遺跡D・E・F地点および秋山大町遺跡、秋山大町東遺跡の発掘調査に伴う住居群等については、宮本久子氏の分析がある（宮本2010）。ここでは本遺跡を含む上記の遺跡群を、仮に“秋山諏訪平遺跡群”と呼称しておきたい。

本遺跡および隣接する周辺の集落では、平坦な低位の区域に古墳時代の住居跡が密集しており、奈良・平安時代の住居跡はこの区域に散在するように比較的散漫な分布を示していることがわかる。したがって、奈良・平安時代の集落は、小規模な住居群の相互に空白地が存在し、住居跡は比較的遺跡内の広範囲に占地しているようである。なお、これらの集落は、広範囲の発掘調査にもかかわらず、集落の形成に一定の空白期を挟んでいることは注意しておくべき点であろう。

この区域の各集落遺跡の境界は、旧河道の埋没による低地帯によって割られており、それぞれの「遺跡」は住居群の区分として機能したものと捉えるならば、相互に有機的な関係をもつ一体の集落を構成していた可能性が高いものと捉えておくべきであろう。これらの集落の後背地は、南側には狭小な谷戸が認められ秋山大町遺跡C1地点で埋没河道に水田址が検出されているとはいえ、比較的起伏に富んだ丘陵部であり大規模な水田可耕地の存在を推定することは難しい。また、集落域の北側には広木大町古墳群の古墳群域が展開しており、また古墳群域の設定に先行すると推定される古墳時代後期（鬼高期）の集落跡も確認されている。したがって、近接地に個別の「集落」の耕作地あるいは集落にかかるすべての水田耕作地等を想定することは困難である。言い換えれば、水田等の開墾に伴って水田地帯の近傍に設営された集落と考えることは難しく、これらの集落と耕地が一定の距離をもって存在していると捉えるべきであろう。

なお、本遺跡周辺の畠作地については想定の域を出ないが、諏訪山丘陵の頂部付近にまで住居跡が

検出されていることを考えるならば、個別の住居群の周辺の所謂「園宅地」として捉えられるような住居近傍の耕地以外の一定の規模をもった畠地等も、やはり集落域の外部に位置する南側の丘陵部の後背地に求める必要がある。しかし、諫訪山の南側の丘陵部にも秋山東遺跡（恋河内他 1987）が位置しており、古墳時代後期以降の集落が形成されていることにも注意が必要である。言い換えれば、これらの集落群は集落群を支える耕地が隣接して存在しているのではなく、耕地の存在とは別の原理で編成されている姿であると見做し得るであろう。おそらく、これらの集落群はそれぞれ鬼高期に計画的に設営されたと推定される集落であり、「計画村落」ないしは「計画的集落」として捉えられるものである。

この集落群は、生活用水の確保も溜井の設置に基づく部分があり、住居群相互の共同性を想起しておくべきである。このように秋山諫訪平遺跡をはじめとする遺跡群は、水場の確保についても住居群の共同性に基づく社会的・政治的な編成が想定されるとともに、溜井による生活用水の確保や、流末における灌漑用水としての共同利用にも相互的な計画性が想起される。

このように、この区域の集落は一方で水場の共同性をもっているが、秋山大町遺跡等で検出された10mを越える傑出した規模をもつ大形住居の存在や、子持勾玉がカマド脇の床面から出土した住居、あるいは須恵器大甕が出土した住居等があり、一般の集落との差異も見出すことができる（註1）。ちなみに大甕は、労働の供与に対する振舞い（反対給付）などに用いられた酒等を醸す用途に用いられたものと推定され、開発や世帯を越えた大規模な農業経営に必要なものであろう。ともあれ、秋山諫訪平遺跡をはじめとする集落群には他の集落遺跡に比して出土遺物に優品が多く、また堅穴住居間に何らかの規制や動産の保有に差異が認められるなど、一定の階層的な関係の存在を想起することができるが、このような集落の形成についてどのように捉えるべきなのであろうか。

2. 秋山諫訪平遺跡群形成の政治的な背景

この地域の古代集落形成の背景を考える上では、政治的な編成の過程についても考えておく必要がある。『日本書紀』安閑天皇元年の条にある、武藏国造の争乱に伴う屯倉の設置について、「多氷」を従来は「たひ」ないしは「多末」の誤記として「多摩」に比定されることが普通であったが、坂本和俊氏は、これを「おおひ」と読む見解に立ち、後の「児玉郡」の「大井郷」との関連に注目された（坂本 2012）。坂本氏は、武藏国造の争乱に際して「小杵」に加勢した上毛野の勢力とともに児玉地域の豪族が関与したと推定され、この「多氷屯倉」の管理について薬師元屋舗遺跡出土の石製鉗錘車に記された「武藏国草田郷戸主大田マ身万呂」にみられる「大田部」が、大化前代において屯倉の耕作を行ったと推定された。また、大伴部がおかれ「知々夫大伴部」の祖が屯倉の管理者としての「三宅連」であるとされることに注目され、「多氷屯倉」には「知々夫国造」と同一の系統にある膳系「大伴部」の関与を推定された。坂本氏の論拠は、武藏国北部にかかる諸問題について多岐にわたり大胆な推論を交えながら展開されており、きわめて刺激的で魅力的な見解である。かつて、この地域の大化前代の政治的な編成の過程についてその概略（鈴木 2000）を述べたところであるが、この坂本氏の所説とも矛盾しないことに注意しておきたい。以下、その論旨を掲げておこう。

今日までに知られている、現「児玉郡」地域を構成する旧賀美・児玉・那賀の三郡に認められる氏姓名には、大伴直・大伴・大伴部、檜前舎人直・檜前舎人・檜前部、大田部、宍戸直等が確認されており、同一のウジ等が比較的濃密に分布している。このうち檜前部を宣化朝（536～539）に設置された名代にかかるものと考えるならば、安閑朝（535）に設置されたと推定されている「緑野屯倉」と、この檜前部等の分布が接していることは必ずしも偶然ではないであろう。おそらく「緑野屯倉」の設置に引き続いて、これに接する現群馬県佐波郡から現児玉郡の地域に名代（檜前部）等が設置されたものと考えができる。また、上野國分寺から緑野郡周辺で製作されたと推定される平瓦に、安閑朝に設置されたとされる「勾舎人」という線刻が認められることに注目するならば、安閑朝に緑野郡周辺に「勾舎人」が設置されていたと考えができる。宣化朝に設置されたとされる檜前舎人直、

檜前舍人が賀美郡や那珂郡に認められることは、この時期の東国にかかる政策のあり方を窺うことができるであろう。言い換えるならば、この地域では「緑野屯倉」の設置を契機にこれに接する区域が名代化され、あるいは舍人が設置されており、相互に関連をもった政策的背景を窺わせるものと考えることができる。また、しばしばカバネに「直」がつくことを積極的に評価するならば、これらが伝統的な在地首長の秩序に基づいた編制であるとえることができるであろう。

ともあれ、6世紀前半代の現児玉郡地域は、「武藏北部地域圏」とも呼ぶべき、ある種の地域圏を構成していたことを想定し、先のこの地域に見られるウジ・カバネ等に基づく階層的な統属関係を軸に考えるならば、この編制は水系の支流や今日の郡域を越えた多重の関係をもっており、後の「郡」に相当するような小地域圏が個別に部や舍人等に編制されたのではなく、より上位の地域圏の内部が編制されていったものと考えることができる。

この地域においては、先に見たように「直」のカバネをもつ人名が複数確認されているが、開発は6世紀以前に既に実施されており、小地域圏への移行の兆しが生じているところから、考古資料の地域圏の形成から考えるならば、孝徳朝以前に既にこの地域圏の内部に分裂が生じていることにも注意すべきである。しかし、水田の開発はこの時期（鬼高II式期）にはむしろ停滯的であり、大規模な集落には分解傾向も認められ、丘陵部の開墾と移住が促進されていることにも注目すべきであろう。ともあれ、同一の氏姓をもつことと後期古墳の造営に一定の相関があるならば、6世紀前半以降に群集墳の画期を見出さなければならない。

安閑朝の屯倉設置と宣化朝の名代の設置および舍人の設置は、相次いで実施された一連の政治的過程として捉えることが可能であれば、このような動向の中で古墳石室の形態を捉え返すことも必要である。この地域における所謂「毛野型」の石室の成立も同様である。しかし、その分布は、現児玉郡と大里郡北部および秩父郡にわたるものであることは注意しておくべき点である。武藏北部地域の考古学的現象からは上毛野地域を含んだ多重の地域的関係を認めることができるが、この地域に隣接する大伴郡の居住する秩父郡の評価がひとつの問題となろう。小地域圏への分割と賀美郡等で推定されているような渡来系氏族の移住をひとつの政治的な過程として認め得るならば、この地域の推移は、和銅4年（711）緑野郡・片岡郡・甘良郡の三郡の中から三百戸を割いて新たに建郡されたとされる「多胡郡」の建郡に至る一連の政治的な過程として捉えることができるであろう（註2）。

かつて述べた以上のような考察と、先の坂本氏の見解（坂本2012）と併せて考えるならば、後の多野郡から児玉郡にかけて「緑野屯倉」と「多水屯倉」が設置され、これを契機に相次いで名代等が設置されたこととなり、この間の推移が安閑朝から宣化朝の政治的な過程として合理的に捉えることができるであろう（註3）。

なお、この地域においては6世紀に入ると中規模な前方後円墳である生野山銚子塚古墳（全長58m）、生野山16号墳（全長58m）、秋山諫訪山古墳（全長60m）等が、後の古墳群域から幾分離れた丘陵上に相次いで築造されている。このうちでも本遺跡の近傍に位置する秋山諫訪山古墳は、6世紀前半から中葉に形成されたと推定されており、9.07mというこの地域では最長の無袖型横穴式石室をもっている（坂本他1990）。この秋山諫訪山古墳をはじめとするこの地域の古墳時代後期の前方後円墳は、新しい企画と技術を用いた横穴式石室等が導入されており、先進地との何らかの交渉なしには成し遂げられないものであったと考えることができる。秋山諫訪山古墳の造営を契機に秋山古墳群等の群集墳の造営が開始されたことに注目するならば、この古墳は単なる地域の権力として独自に築造されたものと考えることはできない。たとえば、檜前部等の名代の設置に伴う在地の伴造層である在地首長層に、前方後円墳築造の権利が賜与された可能性も積極的に検討しておくべきである。

前方後円墳という墳形と横穴式石室が6世紀代にこの地域に採用された背景については、「多水屯倉」を後の児玉郡「大井郷」を中心に設置された屯倉であるという坂本氏の推定された考察と併せて、今後多角的かつ積極的に検討して行く必要がある。「緑野屯倉」の設置に相次いで勾舎人が設置されたとするならば、檜前舍人や檜前部が設置される直前に、後の児玉郡域に「多水屯倉」が設置されてい

た可能性について更に積極的に検討しておくべきであろう。

3. 秋山諏訪平遺跡群の存在形態

本遺跡の近傍にある美里町広木には、『万葉集』に収載されている武藏国那珂郡の檜前舎人石前の妻大伴部眞足女の歌にある檜前舎人石前の居宅が推定されている。この推定の是非はともかく、先に見たように本遺跡を含む武藏国那珂郡に檜前舎人、大伴部等の居住が認められ、また隣接する児玉郡には大伴、檜前部、大田部が、賀美郡には大伴直、大伴、檜前舎人直、宍人直などが認められ、この地域には大伴・檜前等が共通に認められような6世紀前半期の政治的な過程が、この地域の集落にもなんらかの変化を生じさせたことは想像に難くない。

縦体から鉄明朝に至る変化については、記紀等の中央の史料の詳細な分析によって導かれたものであろうが、万葉集や地方の出土資料やあるいは貢納物等に記載された具体的な資料に基づく在地的な名代等の分布から導かれ推定された過程には、後代の潤色が関与し得ないものであると推定されるところから、この時期に急速に政治的に編成されていった様子を窺うことができる。また、安閑・宣化朝以降、伴造である大伴氏の勢力が急速に衰退したことと矛盾しないであろう。発掘調査による資料の蓄積も、現象的な変化の過程と二期を見出すことによって地域社会の変化を具体的に跡づけることができるものである。しかし、先の集落の動態が必ずしも今日知りえる政治的な過程と対応するものである保証はない。より広域に視野を広げて集落の変化や遺物の存在形態を検討しながら、集落の変化の意味するところを探っていく必要があるものと思われる。

秋山諏訪山古墳（TK10期頃）の築造は、秋山諏訪平遺跡群の継続期間中に相当していることにも注目しておくべきであろう。この古墳は、秋山諏訪平遺跡をはじめとする集落群から直接望見することが可能であり、石室石材搬入や埴丘の構築の過程あるいは古墳にかかる儀礼の過程を直接知りえた集団であると考えてよいであろう。このように考えるならば、この集落群は秋山諏訪山古墳と無関係な存在であると考えることは難しく、何らかの形で関連のあった集落群であると見做してよいであろう。この秋山諏訪平遺跡群の集落の変遷は、報文中（官本1010）においてI～V期に区分され分析されている（註4）。本遺跡群では、「秋山I期」（TK23期）において、住居跡11軒という小規模な集落として形成された。「秋山II期」（TK47～MT15期）には、66軒以上にも及ぶ住居跡を擁するように爆発的に集落が拡大している。この時期には、他集落からの移入が想定されるとともに、秋山大町遺跡138号住で子持勾玉が、秋山諏訪平遺跡2～4号住、秋山大町東遺跡27号住で須恵器大甕が検出されていることにも注意しておく必要があろう。この「秋山II期」とされるTK47～MT15の変化を6世紀前半期とするならば、この時期に本集落群の住居数が増大し、子持勾玉や須恵器大甕等を伴う住居が出現しており、住居件数の爆発的増加とともに集落がこの時期に急速に変化した重要な微候として捉えることができるであろう。その後、6世紀末ごろと考えられる「秋山V期」では、秋山大町遺跡72号住のような一辺10mを超える大型住居の出現が認められることにも注意が必要である。ともあれ、秋山諏訪平遺跡群では、6世紀前半期に住居数が急速に増加し集落の再編成が進行したと推定される「秋山II期」以降、「秋山III期」から「秋山IV期」に相当する6世紀中葉に秋山諏訪山古墳が造営されるという一連の過程として捉えることができる。

本遺跡群の周辺では、丘陵の頂部に秋山諏訪山古墳が築造されたことを契機に、周辺に小規模な円墳を中心とする古墳群が造営されたことに注目しておくべきである。秋山諏訪平古墳は、古墳群域に接しているとはい、他の群集する中小の古墳とは占地を異にしており、古墳群内の一古墳として捉えることのできない占地および規模を有していることは無視しえない点である。この地域では、先に見た安閑元年（534年）の所謂「武藏国造の乱」に見られるように、6世紀前半にひとつの政治的な画期が想定されるが、古墳の形成はこの年代に直接一致していない。しかし、首長墓の造営までの期間が関与すると考えてよいであろう。

ここで仮に、この集落群の住居数が急激に増大した時期である6世紀前半期に、この地域の屯倉や

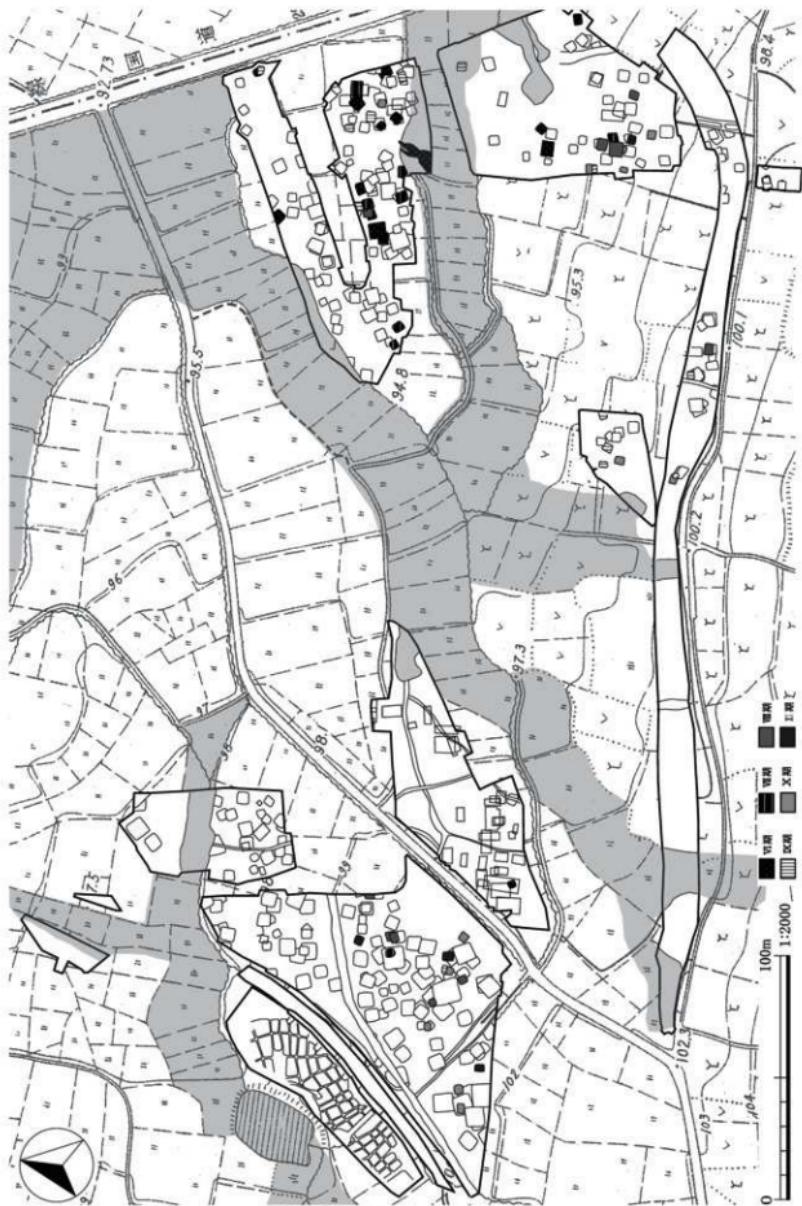
名代の設置を契機とした集落の再編成が生じたことを想定した場合、集落の形成はこれらの再編成の時期に先行しており、この時期に新しく設営された集落ではないことに注意しておく必要があろう。この地域の集落遺跡に継続時期には多様性が認められるが、このような政治的な編成に集落の挙動が一致するのではなく、むしろその途中に変化が生じた事態は、集落の設営とは別に既存の集落を再編成したような形態でこれらが進行したことを物語っている。実際の集落遺跡に具体的な名代等を比定することは難しいが、この地域では既に存在していた集落が、檜前部等の名代に編制された場合、直接集落に現れた徵候・現象からの判断は難しいであろう。秋山諫訪山古墳や秋山古墳群あるいは広木大町古墳群との関係や住居規模の推移等について、今後さらに検討していく必要がある。秋山諫訪平遺跡群の変化の過程に、在地社会の変化が政治的に再編成されていく過程の一端を示しているのであろう。

4. 土地利用形態の選択性と継起的累積性

秋山諫訪平遺跡群では、白鳳期に集落の一定の断絶期があり、奈良時代に再び出現した集落も古墳時代後期より大幅に遺構数が減少している。この間に、集落地として継続的に選定され、土地利用形態に連続性が認められるが、集落内部の編成に変化があったことを窺わせる。また、平安時代に入る徐々にではあるが遺構数が増加しているようであるが、住居の密度は比較的稀薄であり、住居相互の間には空白の土地が存在していることに注意すべきである。古墳時代後期と平安時代の住居の密度から考えるならば、住居群単位に一定の空白の土地が認められるような景観から、2~3棟の住居小群ごとに空閑地が存在しているような景観への推移が想起され、この空閑地をある種の「園宅地」として捉えることができるならば、住居小群の自立性の高まりへの推移を想起することができる。

秋山諫訪平遺跡の今回の調査区（G地点）からはカワラケなどが検出されており、古代以降においてなんらかの土地利用が行われていたことを示している。またE地点からは、数多くの中世の掘立柱建物跡等の遺構群が検出されている。この遺構群はおおむね埋没河跡である低地帯に挟まれた微高地状の地形に沿った展開を認めることができる。これらの調査にあたっては、付近に位置している「鎌倉街道上道」が通過する区域に位置しているところから、これに関わる遺構等の存在や土層等の変化について意識的に確認していたが、調査区内において諫訪平遺跡F地点（宮本2010）で検出された平安時代に機能したと推定される1号道路状遺構が、「鎌倉街道上道」に比定される現国道254号線に並行するように検出されたほか、「鎌倉街道」と推定し得る道路状遺構等の痕跡は検出することはできなかった。あるいは、この道路状遺構は鎌倉街道上道に先行する古道の痕跡である可能性もある。ともあれ、比較的明瞭に「鎌倉街道上道」の経路が確認し得る広木地区（美里町広木）および身馴川左岸の「児玉」の区域の経路との相互の関連から考へるならば、E地点で検出された建物群は「鎌倉街道」に沿って展開していると見做すことが困難であり、「鎌倉街道」から建物群への進入路としての「枝道」の存在を想起させるものである。たとえば、藤岡市三本木中道東遺跡（南田他2012）では、「鎌倉街道上杉道」の近傍に建物群が継続的に構築されているが、街道に沿って建物が建ち並ぶような景観をとっておらず、陸橋部をもつた堀跡も直接街道に面しているのではなく、一定の距離をもつていることも本遺跡の中世建物群の景観を考える上で参考になるであろう。これらの諸点から、消極的にはあるが、「鎌倉街道上道」の位置は、現状の伝承地に近い、古代の集落域と広木大町古墳群の古墳群域の中間に位置しており、両者の区域を分かつような一定の帯状の幅の中に位置していると見做すことができるであろう。

このように「鎌倉街道」の存在形態は、古代集落と古墳群を分かつ区域に位置しており、この「街道」の経路が小山川（身馴川）の渡河地点によって規定されているとするならば、土地利用形態の長期の継続性・累積性と、それを前提とする土地利用形態の転換を想起させるものである。小山川の渡河地点については、秋山川の流路の変化と一定の相関をもっていることが想起されるが、氾濫原へ河川敷以外の集落域や児玉の台地側の街道については、渡河地点の幾分の変化にかかわらず固定される



第8図 集落の変遷（古代）

※「秋山大町東遺跡・秋山諏訪平遺跡」2010 本庄市遺跡調査会『第395図 集落の変遷：古代』を転載、加工修正

方向を予想することができる。この地区的「鎌倉街道」は、古墳時代後期以来の古墳群域と集落域を分かつ境域を前提に、律令制下に発達した経路が土地利用区分の基礎となっていたことを予想させるものである。

まとめ

ここでは、秋山諫訪平遺跡G地点の成果を、周辺遺跡の変遷と併せて捉えながら、改めて秋山諫訪平遺跡の調査の意義を導こうと試みた。本遺跡群は、5世紀末ごろに小規模な集落として設営されたが、6世紀前半期には移住を伴う大規模な集落として再編成され、7世紀中葉頃まで維持されている。7世紀後半には集落の形成に断絶が認められるようであるが、奈良時代には再び小規模な集落が営まれ、平安時代まで継続して営まれているようである。本遺跡の特徴は、6世紀前半期の住居数の爆発的増加に見られるような集落の再編成にあり、この時期に本遺跡群にも政治的な変化が生じていた徵候が認められる。本遺跡群は、近傍に大規模な水田可耕地もなく、北に面した斜面地であり、自然的な条件は必ずしも集落に適した土地であるとはいえない。しかし、中世においても「鎌倉街道」が通る交通至便の地ではあるとはいえ、居住地として利用されていることは、土地利用における何らかの継承関係を予想させるものである。いったん古墳時代に集落が形成されると周辺の土地と構造化され、一定の維持的な土地利用形態が生じるのであろう。古墳時代以降の土地利用区分の境界域に生じた交通路は、後に「鎌倉街道」として継承され、今日まで命脈を保っている。古墳時代に選択された土地利用形態は、変転しながらもその痕跡を残していることは、今後の地域研究を進める上で的一つの視点となろう。いま、積み重ねられた発掘資料とその個別の分析を超えて、「地域史」へと接近して行くためには、仮説の提示を恐れず、「地域」を描こうとする意志を継続して行く必要があるのだと思う。

(鈴木徳雄)

註

- (1) 坂本和俊氏は、埼玉県文化財保護協会他主催の第57回文化財講習会(坂本2012)において、一辺が7m以上の住居址を大型住居として捉え、秋山大町遺跡の10mを越える住居や子持勾玉の出土の例を提示され後期古墳の造営主体として捉えられる可能性を示された。なお、坂本氏には、このほか数多くのご教示を頂戴した。ここに記して感謝いたします。
- (2) 以上が旧稱(鈴木2000)の要約である。この過程を考える上では、武藏国や上野国における事例も参考になろう。「武藏国造の乱」において設置された「横渟屯倉」と渡来系氏族であるとされる壬生吉士の閑連については明確な根拠は示されていないとはいっても、横渟屯倉を管掌していたことが推定されている。横渟屯倉の比定地である後の横見郡地域における横穴式石室や横穴墓の出現の背景には、屯倉の設置と渡来人である壬生吉士の移住が想定されている。また、上毛野における縁野屯倉、佐野屯倉の設置においても貢納物生産に関連して渡来系氏族の閑連が推定され、馬匹生産、須恵器・瓦の生産、金属製品の生産・加工や組織物等の生産が想定されている。『続日本紀』によれば、「多胡郡」建郡の後、天平神護2年(766)には上野国的新羅人に「吉井連」の姓が賜与されたことが知られている。なお、武藏国では、靈龜2年(716)駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野に居住していた1799人の渡来人を移住させ「高麗郡」が建郡されている。
- (3) 継体朝から歎明朝に至る過程には幾つもの仮説が存在しているが、出土遺物や現存する資料等から在地社会における舍人や名代の設置から捉え抜いていく必要があろう。
- (4) ここでは、便宜的にこの報文中(宮本1010)の時期区分に従って「秋山Ⅰ期」等と表記する。なお、以下に示す住居軒数には、秋山諫訪平遺跡B地点、C地点の住居軒数は算入されておらず、あくまで住居数の変動の趨勢を確認したものである。今後は、さらに詳細な分析が必要であろう。

写 真 図 版



遺跡遠景



遺跡全景

图版 2



遺跡全景



遺跡全景



83号住居跡完掘全景



83号住居跡カマド



85·86号住居跡全景



85·86号住居跡全景



85·86号住居跡完掘全景



86号住居跡カマド



86号住居跡遺物出土状況



86号住居跡遺物出土状況



86 号住居跡遺物出土状況



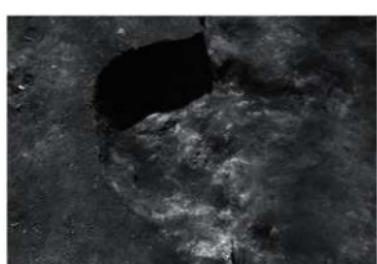
86 号住居跡遺物出土状況



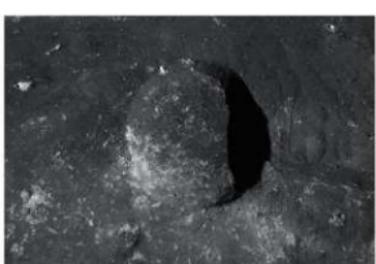
86 号住居跡遺物出土状況



SK208 全景



SK209 全景



SK210 全景



SK210 全景



作業風景



83 号住居跡出土遺物



84 号住居跡出土遺物



0 10 cm

85·86 号住居跡出土遺物

報告書抄録

フリガナ	アキヤマスワダイライセキ										
書名	秋山諫訪平遺跡IV										
副書名	G地点の調査										
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書						卷次	第44集			
編著者	鈴木 徳雄										
編集機関	本庄市遺跡調査会										
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号						TEL	0495-25-1185			
発行日	西暦 2012年(平成24年)3月30日										
フリガナ	フリガナ	コ	一	ド	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因		
所収遺跡	所在地	市町村	遺跡	(°'")	(°'")						
アキヤマスワダイライセキ 秋山諫訪平遺跡 (G地点)	本庄市児玉町 秋山字諫訪平 602番地-1	112119		36° 10' 34"	139° 09' 06"	~	20040202 20040304	約 160 m ²	工場 建設		
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項						
秋山諫訪平遺跡 (G地点)	集落	奈良 平安	堅穴住居4 、土坑3	土師器壺・坏、須恵器坏							

本庄市遺跡調査会報告書 第44集

秋山源訪平遺跡IV

- G 地点の調査 -

平成24年3月30日 印刷

平成24年3月30日 発行

発行／ 本庄市遺跡調査会

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市教育委員会内

電話 0495-25-1185

印刷／山進社印刷株式会社